

## ○那珂市防災士資格取得補助金交付要綱

平成29年1月31日

告示第10号

改正 平成30年9月28日告示第118号

令和2年4月1日告示第155号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における防災力の向上の担い手となる人材の養成を促進し、もって災害に強いまちづくりに資するため、防災士の資格の取得に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、那珂市補助金等交付規則（平成13年那珂市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、防災士とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）に認証され、その防災士台帳への登録（以下「認証登録」という。）が行われた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、防災士の資格を取得した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 地域における防災の担い手として自主防災組織及び自治組織の活動に参加する意思があり、当該自主防災組織の代表者又は自治会の長の推薦を受けた者

(3) 市税、介護保険料、水道料金及び下水道使用料の滞納のない者

2 前項の規定にかかわらず、那珂市暴力団排除条例（平成23年那珂市条例第31号）第2条第1号から第3号までのいずれかに該当する者については、交付の対象としないものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の制限)

第5条 補助金の交付は、予算の範囲内とし、1人につき1回限りとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、那珂市防災士資格取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 防災士認証状の写し及び防災士証（顔写真の面）の写し

(2) 別表に掲げる費用の支払を証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、防災士の認証登録を受けた日の属する年度の末日までとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、那珂市防災士資格取得補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとし、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたと認められるとき

(2) この要綱に定める事項又は第7条第1項の規定による交付の決定に付した条件に違反したと認められるとき

(防災士の責務)

第9条 補助金の交付を受けた防災士は、地域における防災の担い手として自主防災組織等の活動に積極的に参加するとともに、市が行う防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第118号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年告示第155号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

補助対象経費	補助金の額
・ 機構が発行する防災士教本代 ・ 防災士資格取得受験料 ・ 防災士認証登録に係る申請料	補助対象経費の全額